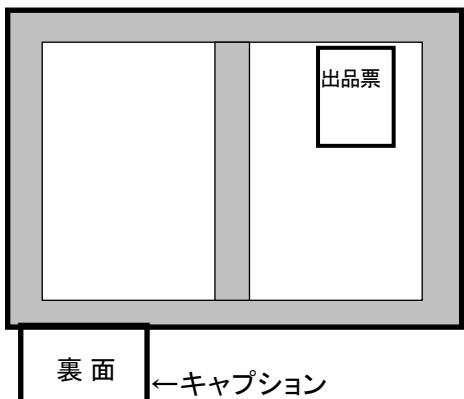


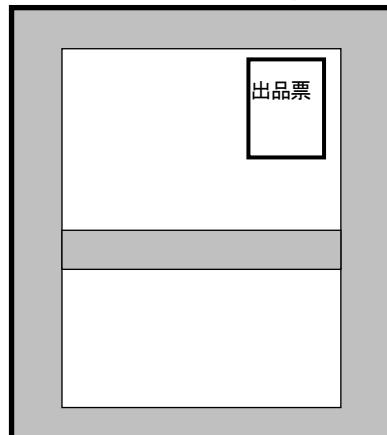
出品規格 1人1分野1点まで(1人複数分野への出品は可)

I. 絵画分野 サイズF30号(91cm×73cm・縦横自由・5kg以内)

《横 向 き 作 品(裏面)》



《縦 向 き 作 品(裏面)》



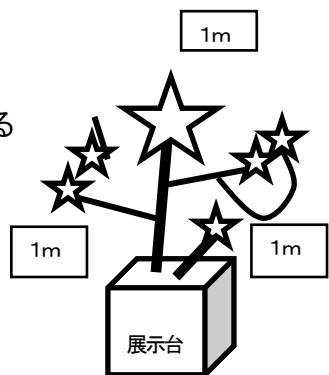
- ① 作品は額装とし、(仮額可→木枠程度の太さ)アクリル板は可、ガラス板は不可
額縁は、完全に乾燥させ搬入出や審査移動時に外れないようしっかり取りつけること
仮縁への立体表現はしないこと
- ② 展示用の金具と紐の取り付けは1次搬入では必要なし。入選者のみ1次搬出時に係りの指示に従って取り付ける
- ③ 作品の厚さは壁面より10cm以内とし、壁面に展示できるものとする
- ④ 出品票は作品裏面の右上に貼り付けること
- ⑤ キャプションは、作品正面から見て右下に額縁に留めること(壁面に留めないこと)
(キャプションは2次搬入日に受付で渡します)

II. 版画分野 B1以内(103cm×73.8cm以内・縦横自由)

- ① 版を介した表現であること
- ② 作品は額装とし、(仮額、パネル張り可)アクリル板は使用可、ガラス板は使用不可
- ③ [絵画分野]に準じて、出品票・キャプションを取りつけること
- ④ 使用した版画技法を全てプレゼン用紙に記入し、裏面左上に貼り付けること
- ⑤ 絵画やデザインパネルのように壁面の金具に直接掛けることができない場合は
金具、針金、紐等を取り付け、展示可能にしておくこと

III. 彫刻・立体分野 (W幅1m×D奥行き1m×H高さ1m以内)

- ① 展示台から作品がはみ出す場合も作品サイズは1×1×1m以内とする(下図参照)
- ② 総重量は30kg以下とし、審査時の作品移動に耐えられる作品で、
原則手持ち搬入出できるものとする
- ③ 45×45cm(底面)の展示台に安定して自立すること
展示台の数に限りがあるので展示方法については芸文祭部に一任となる
- ④ 作品を安定させるためなど、底面を広げるために展示台の上にさらに台と見られるものを置くことは禁止する。(作品の1部である場合は除く)
- ⑤ 1次搬入時に「出品票」は、見えないように作品の下などに隠す
(審査のため)
- ⑥ 組み立てが必要な作品・複数点を重ねて1作品とする場合は、
説明図・写真などを一緒に提出する



IV. デザイン分野

平面デザイン B1(103cm×73.8cm・縦横自由・5kg以内)

- ① 原則、作品保護のため透明ビニールでカバーすること
(仮額をつける場合、その厚みは1cm以内とする)
- ② プレゼン用紙……平面作品は、裏面の左上に貼付
(名前や学校名など個人を特定する内容は記載しない)
- ③ 展示用の金具と紐の取り付けは1次搬入では必要なし。
入選者のみ1次搬出時に係りの指示に従って取り付ける
- ④ 作品の厚さは壁面より10cm以内とし、壁面に展示できるものとする
- ⑤ キャプションは、作品正面から見て右横下に貼付 直接パネルに
留めること(壁面に留めないこと)
(キャプションは2次搬入日に受付で渡します)



■芸文連美・工部門が定める媒体形式 ■

- デザイン … ポスター 広告 フライヤー(演劇・展覧会など) タイポグラフィー
アドバタイジング イラストレーション(CG含む) など

立体デザイン (W幅1m×D奥行き1m×H高さ1m以内)

- ① 彫刻作品に準ずる
- ② 1次搬入時に「出品票」は、見えないように作品の下などに隠す(審査のため)
- ③ プrezenボード……空間をイメージするスケッチや作品説明文などを記載したB3サイズ(ヨコ)の
プレゼンボード(スチレンボードで3mm以上の厚み)を各自用意すること。
プレゼンボードは裏面に出品番号を記入する
(名前や学校名などが特定できる内容は記載しない)

■芸文連美・工部門が定める媒体形式 ■

- 立体デザイン…プロダクト、パッケージ、インテリアなど ※審査・展示の関係で「本・冊子」は規格外

V. 工芸分野

工芸平面 B1以内(103cm×73.8cm以内・縦横自由)

- ① 着物、タペストリー作品については別途考慮する
- ② 作品の厚さは壁面より10cm以内とし、壁面展示できるものとする

工芸立体 (W幅1m×D奥行き1m×H高さ1m以内)

- ① 彫刻・立体分野の①~⑥に準ずる
- ② 1次搬入時に「出品票」は、見えないように作品の下などに隠す(審査のため)
- ③ 食器の組作品については60cm×60cmの以内とし、それ以外は45cm×45cm以内とする
- ④ 組み立てが必要な作品、複数点重ねて1作品とする場合は、写真・説明図と一緒に提出する
- ⑤ 審査時の作品移動に耐えられる作品とする

VI. その他

※注意 以下に該当した場合、審査の対象外とし、後日判明も入選・入賞を取消します。

- 賐作であることが判明したとき
- 制作者の作品ではないことが判明したとき
- 著作権・肖像権への抵触の恐れのあるもの、公序良俗に反するもの、
その他周囲を汚したり、傷つけたりするなど審査・展示に支障があると判断したもの